

## 付録 5. 環境影響評価図書の継続公表等及び希少野生動植物の情報の利用に関する留意事項（第 6 章抜粋）

### 1 趣旨

環境影響評価法（以下「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関する留意事項を示したものである。

### 2 定義

本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

- (1) 継続公表 事業者による法又は条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間満了後に、知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による環境影響評価図書の継続的な公表をいう。
- (2) 縦覧等 知事が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいう。
- (3) 閲覧等 県民等が行う閲覧又は借出しをいう。
- (4) 情報利用：知事による環境影響評価図書の情報の利用をいう。

### 3 対象

継続公表、縦覧等の対象とする環境影響評価図書は、別表 1 の第二欄に示すものであり、事業者により縦覧に供された図書とする。

### 4 継続公表の許諾等

- ・ 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第 1 号）を併せて提出する。
- ・ 事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が継続公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。

### 5 継続公表の方法等

- ・ 継続公表は、事業者から許諾を得られなかった部分を除き、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- ・ 継続公表は、事業者による縦覧期間満了日以降とする。

### 6 電磁的記録の作成仕様等

事業者が県に提出する環境影響評価図書の電磁的記録は、次の仕様とする。

- (1) 磁気ディスク等に保存すること。
- (2) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイルは、できる限り章ごとに分割することとし、1つあたりのファイル容量は30MB以下になるようにすること。

## 7 縦覧の場所等

### (1) 縦覧等の場所

知事は、環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）執務室並びに行政情報センター及び行政情報サブセンター（以下「行政情報センター等」という。）において、環境影響評価図書を縦覧等に供するものとする。

### (2) 縦覧等の期間

環境影響評価図書の縦覧に供する期間は別表第1に示すとおりとする。

### (3) 縦覧等の方法

- ・ 行政情報センター等において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、行政情報センター等運営要領（平成6年7月14日制定）に定めるところによる。
- ・ 環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、(4)から(12)に定めるところによる。

### (4) 閲覧等の日時

- ・ 次の各号に掲げる日（以下の「（貸出期間）」において「休日」という。）には、環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等はできない。

ア 日曜日及び土曜日。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日。

- ・ 環境保全課執務室の利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、環境保全課総括課長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

### (5) 閲覧等をする者の心得

環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 環境影響評価図書の取扱いを丁重にすること。

イ 環境影響評価図書を転貸しないこと。

ウ 環境影響評価図書を閲覧等するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に定め

るところに従い、私的使用目的に限ること。

エ その他環境保全課総括課長の指示に従うことと。

(6) 閲覧等の制限

環境保全課総括課長は、閲覧等をする者の心得に違反した者に対して、閲覧等を中止又は禁止することができる。

(7) 環境影響評価図書の紛失等

環境保全課執務室において環境影響評価図書を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに、紛失（汚損）届（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(8) 閲覧の手続

環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式第3号）に、住所及び氏名を記載するものとする。

(9) 貸出しの申込

- ・ 環境保全課執務室において環境影響評価図書の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書（様式第4号）を環境保全課総括課長に提出するものとする。
- ・ 貸出申込書を提出するときは、運転免許証、健康保険証、国民健康保険証その他の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を確認できる書類を提示するものとする。

(10) 貸出期間

- ・ 環境保全課執務室における環境影響評価図書の貸出期間は、環境影響評価図書貸出日から1週後の日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までの期間とする。ただし、再度貸出申込書を提出することを妨げない。

(11) 貸出しの決定

- ・ 環境保全課総括課長は、貸出申込書の提出があり、貸出申込状況及び環境影響評価図書の保管部数を勘案して適当と認めたときは、貸出票（様式第5号）を交付し、貸出しを行うものとする。ただし、環境保全課総括課長は、必要と認めるときは、貸出申込書に記載された貸出期間を短縮して貸出しを行うことができる。

(12) 返却の手続

- ・ 環境影響評価図書の貸出しを受けた者は、貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を環境保全課総括課長に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けるものとする。

8 著作権保護

知事は、公表及び縦覧等に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないように、ウェブサイト上に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている

旨記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図ることとする。

## 9 情報利用、利用範囲

- ・ 情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報、別表1の第二欄の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第2条第1項第1から5号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。
- ・ 知事は、前記の情報について、動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。

別表 1

事業	図書	行政情報センター等における 縦覧期間	環境保全課執務室における縦覧期間
法 対 象	計画段階環境配慮書及び要約書（法第 3 条の 3）	法に基づく環境配慮計画書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価方法書の提出日まで	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 7 年間
	環境影響評価方法書及び要約書（法第 5 条）	法に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価準備書の提出日まで	
	環境影響評価準備書及び要約書（法第 14 条）	法に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（法第 21 条）	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
	報告書（法第 38 条の 2）	法に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
条 例 対 象	環境影響評価方法書及び要約書（条例第 6 条）	条例に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価準備書の提出日まで	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 7 年間
	環境影響評価準備書及び要約書（条例第 14 条）	条例に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（条例第 22 条）	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
	報告書（条例第 33 条）	条例に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
※環境保全課執務室における縦覧期間は、必要に応じて環境保全課総括課長によって延長することができる。			